総務常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

議案第　７５号　令和５年度岩国市一般会計補正予算（第５号）
議案第１００号　令和５年度岩国市一般会計補正予算（第６号）
　以上２議案のうち、本委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。
議案第　７９号　令和５年度錦帯橋管理特別会計補正予算（第２号）
議案第　８５号　岩国市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例
議案第　８６号　岩国市一般職の職員の給与に関する条例及び岩国市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
議案第　８７号　地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
議案第　８８号　岩国市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例
議案第　９３号　いこいと学びの交流テラス新築工事請負契約の締結について
議案第　９４号　いこいと学びの交流テラス新築機械設備工事請負契約の締結について
議案第　９５号　指定管理者の指定について
議案第１０２号　岩国市手数料条例の一部を改正する条例
　以上９議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

請願第　２号　インボイス制度の実施中止を求める意見書を政府に送付することを求める請願
　本件は、引き続き審査すべきものと決しました。

　それでは、審査の状況について、御報告いたします。

　議案第７５号　令和５年度岩国市一般会計補正予算（第５号）のうち、本委員会所管分の審査におきまして、
　総務費の特定防衛施設周辺整備費の文教施設整備事業費の岩国運動公園整備事業に関し、
　委員中から、事業の概要についての質疑があり、
　当局から、「この事業は、米軍家族住宅北ゲート付近に位置する、岩国運動公園の臨時駐車場を整備するもので、このたび、未舗装部分のアスファルト舗装や駐車の区画線を引くなどの整備を行いたいと考えている」との答弁がありました。
　これを受けて、委員中から、「当該土地は、国が日米合同委員会合意に基づいて米軍に提供した区域に入っているが、臨時駐車場として使用するに当たり問題はないのか。また、米軍が立入禁止の看板を設置しているが、将来的に取り外してもらえるのか」との質疑があり、
　当局から、「当該土地を市が使用することについては、日米合同委員会において共同使用の合意がなされ、国から市に対して使用許可が出ている。また、ご質疑の看板については、米軍への提供用地であることの注意喚起として設置されたものと認識しているが、利用者が混乱しないよう、臨時駐車場の看板を設置するのに併せて中国四国防衛局に相談し

たい」との答弁がありました。

本議案のうち、本委員会所管分につきましては、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

また、議案第８８号　岩国市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法第２４３条の２第３項の規定に基づき、監査委員から議長に対して、当該議案に異存はないと決定した旨の通知がされていることを踏まえて、可決すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。